

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２１年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について富津市長から通知があったので公表する。

平成２２年１２月２４日

富津市監査委員	高橋	聖
富津市監査委員	高橋	謙治

措置の内訳

○ 平成21年度 財政援助団体等監査

対象部局	監査結果	措置状況
富津市施設利用 振興公社	7 職員の駐車場使用料について 自動車通勤の職員に係る駐車場使用料の徴収について、富津市と協議されたい。	給与体系が富津市一般職に準じているため、市職員の行政財産使用許可に合わせて自動車通勤している常勤の職員について、1月あたり500円の駐車場使用料を徴収する。